

JTBツーリズムビジネスカレッジ 同窓会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「JTB ツーリズムビジネスカレッジ同窓会」と称する。(以下、本会という。)

(会員)

第2条 本会の会員は、JTB ツーリズムビジネスカレッジ（旧校名である「国際観光文化学院」及び「JTBトラベルカレッジ」及び「JTBトラベル&ホテルカレッジ」を含むものとし、以下母校という。）の卒業生とする。

(準会員)

第3条 本会の準会員は、母校の現職の役員及び教職員とする。

(所在地)

第4条 本会の事務局は、東京都豊島区巣鴨3丁目2番12号 JTB ツーリズムビジネスカレッジ内に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第5条 本会は会員相互の親睦を図り交流を深めるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流を促進するための行事の開催
- (2) 母校ホームページ等での情報発信
- (3) 会員と母校在校生及び教職員との交流
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 運 営

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 2名
 - (4) 会計監査 1名
 - (5) 事務局長 1名
- 2 名誉会長は、母校の校長(現職)とする。
 - 3 会長、副会長及び会計監査は、会員の中から総会において選出する。
 - 4 事務局長は、母校の職員とする。

(役員の職務)

第8条 本会の会長は、本会を代表し運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会計監査は、本会の会計の監査にあたる。
- 4 事務局長は、本会を主宰し事務を統括する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

第4章 会 議

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて開催するものとし、会長が招集する。

3 名誉会長及び会計監査は必要に応じて役員会に出席できるものとする。

(総会)

第11条 本会の総会は、毎年一回開催する。ただし、会員の過半数の要求がある場合には、臨時総会を開催できるものとする。

2 総会は毎年5月に開催する。

(議決)

第12条 総会の議事は、出席者の過半数を持って決定する。

(報告)

第13条 事務局長は、総会において次の事項を報告しなければならない。

(1) 本会の活動報告

(2) 本会の会計報告

(3) その他役員会において必要と認めた事項

第5章 会 計

(活動費)

第14条 本会の運営に関する活動費は、同窓会費で負担するものとする。

(会費及び行事参加費)

第15条 会員は、同窓会費として本会入会時(母校卒業時)に千円を納めるものとする。

2 各種行事の参加費等については、その都度会員に負担を求めることがある。

(会費の管理)

第16条 同窓会費を預け入れる口座の管理責任者及び口座名義人は事務局長とする。

2 会長は必要に応じ、同窓会費管理状況を役員会において事務局長に報告させることができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

1. この規約は、2024年4月3日から適用する。